

元治国是の確立と大政委任

町田 明広

はじめに

文久期（一八六一～六三）以降の幕末期最大の政治的課題として、国是問題が存在した。国是とは、国家としての意思であり、それは朝幕間に乖離をもたらした対外政略を意味する。江戸時代の国是とは寛政期に祖法化された鎖国であり、その内容は私的な海外渡航・貿易を禁止する海禁政策であった。換言すれば、この政策の下で徳川将軍家は東アジアの華夷思想に基づき、日本型冊封体制「鎖国」を外交方針としていた。オランダ・中国以外の外国船は二念なく打払う攘夷が、鎖国・日本を象徴する実行手段であったと言えよう^①。

なお、先行研究を代表する原口清は、国是について対外政略のみではなく、王政復古が大政委任かという、国体問題も含まれるとしている^②。しかし、江戸時代は徳川公儀体制と言

える幕府と朝廷による寡占体制であり、大政委任は自明の国体であった。幕末期に至り、幕府は政権の弥縫策として朝廷権威を利用し、大政委任を改めて勅諭として獲得することに奔走したが、その運動を国是問題と一体化することに違和感を覚える。国体問題は、対外政略である国是を確定する過程で惹起した事象であり、大政委任は幕府から提議された要求事項で、本来国是の中に含めるべきではない^③。

文久二年（一八六二）十二月五日、幕府は攘夷を奉勅し、ここに破約攘夷が文久国是として確立した。しかし、その方策や時期をめぐって朝幕間で齟齬が見られ、翌文久三年四月以降は政令二途が惹起して、内乱を誘発しかねない雰囲気醸し出された。八月十八日政変で即今破約攘夷派の過激派が一扫されたが、そこまでの過程で幕府を否定する言説が現れたため、攘夷国是の在り方もさることながら、王政復古・大政委任をめぐる国体問題は初めて国是より上位に意識され、

しかも喫緊の課題に昇華していた。

八月十八日政変後の大勢は大政委任に傾いたが、その確定に至るまでには朝政参与（いわゆる参与会議）による政治機構の模索があり、さまざまな国政論の思惑と相俟って、その仰出はなかなか実現を見なかった。また国体問題と軌を一にして、国是である対外政略より重視された国内問題として、長州藩処分問題があった。この問題を解決するためにも、早急に国体を確立し、政令を帰一して内乱回避を図らなければならなかった。

本稿では、八月十八日政変以降の中央政局の分析を踏まえながら、国是が横浜鎖港に収斂し、大政委任が国体として確立する過程において、諸侯や廷臣が国是・国体、長州藩処分といった国内問題について、どのように認識し解決しようとしたか、模索していたのかを、具体的な建白内容から論証する。また、大政委任の仰出においては、そこに至る経緯を詳細に検討し、朝廷・幕府両者による用意周到な事前の根回しや、反対勢力の巻き返しへの対応の経緯を、一橋慶喜の動向に留意しつつ明らかにすることを目的とする。

一、八月十八日政変後の中央政局

文久期の中央政局における政争は、国是（対外政略）をど

のように定めるかであった。その根幹は通商条約をどう扱うかであり、それを容認する攘夷実行慎重派と、否定する即今破約攘夷派の抗争であった。議奏三条実美、国事参政・寄人、長州藩等は即今破約攘夷を唱え、関白鷹司輔熙を取り込み、連携して朝議を主導して国是・破約攘夷の即時実行を幕府に迫った。朝彦親王、近衛忠熙・忠房父子等上級廷臣、薩摩藩・会津藩等は、孝明天皇とともに過激な攘夷実行には慎重な態度をとり、クーデターによって即今破約攘夷派の勢力を駆逐したのが文久三年（一八六三）の八月十八日政変であった。

政変以降、朝廷・幕府ともに即今破約攘夷という文久国是に代わる新しい国是の確立を迫られており、朝政参与諸侯をはじめ、在京中の諸侯もその必要性は痛感していた。しかし、国是である即今破約攘夷に代わる対外政略もさることながら、国内問題の解決がそれ以上の重要事象として捉えられていた。その最大の焦点は、国体論そのものである王政復古または大政委任のいずれを選択するかであった。これが解決しなければ、政令二途については解決の糸口すら見えないことは共通の認識であり、幕府は大政委任を求め続けていた。

同年十一月十五日、孝明天皇は上京していた島津久光に宸簡を下した。久光は文久期の中央政局をリードし、文久二年四月の率兵上京を嚆矢として、国事周旋を精力的に展開し、国政に容喙し続けていた。この段階では、孝明天皇の絶対的

な信任を得ていた数少ない武臣である。孝明天皇はその宸簡の中で、大政委任と王政復古の両説があり、暴論激派は後者を申し張り、さまざまな姦計を企てていたが、天皇は最初から王政復古は承知しておらず、過日沙汰した通り大政委任を支持している。このことは、將軍家茂および一橋慶喜に文久三年三月の上洛時に直接申し渡したことであり、今さら変更などあり得ない。今後も公武合体によって治国するので、十分に心得てもらいたいと沙汰した。

孝明天皇は大政委任を志向し、久光にその同意を求めており、王政復古（天皇親政）を唱える即今破約攘夷派の過激廷臣を排除した朝議の大勢も、その方向性を容認していた。しかし、親長州藩の立場を取り続ける残存勢力の存在を無視できず、朝廷は將軍家茂の上京を待って、国体として大政委任を宣言することを企図した。不本意な有力諸侯に対する朝政参与の仰出も、その地ならしの一環と捉えることも可能であろう。なお、久光はこの問題について、以下を回答した。

大政大樹^エ御委任之御趣意、乍恐御至当之御事と奉存候、
兎角中古武將天下ノ權ヲ執候より以来、万民皆其勢ニ從
ヒ居候得は、方今俄ニ王政ニ御復古は迎も六ヶ數御義と
奉存候、殊ニ外夷輕蔑之時世、内政混乱仕候而は不相濟、
第一内ヲ齊ヘ候而社、外夷之御所置も可相成、修身齊家

治国平天下之次第、乍恐御勘考奉希上候、雖然大樹御委
任被仰出候上、前文中上候武備充実之指揮兎角不行届相
成候歟、朝廷尊崇之道闕如仕候義共御座候ハ、其節社
顯然と罪ヲ御正被為在度義と奉存候

これによると、將軍家への大政委任は至当であり、中古以来の武家政権に万民が従っており、急な王政復古はとても困難である。特に外夷に輕侮されている現在、内政の混乱は回避すべきであると懇請する。そして、大政委任にもかかわらず、將軍家が武備充実の指揮を果たさず、朝廷尊奉の道が欠けるようであれば、その際には顯然と罪を糺すべきであると提言し、基本的に大政委任を首肯した。

文久四年（一八六四、元治元年に二月二十日改元）一月十五日に家茂が上京し、大政委任を沙汰する絶好の契機となったが、朝廷は薩摩藩起草の宸簡を下すに止まった。その事由として、国是である横浜鎖港をめぐる対外政略、新たに喫緊の問題に昇華した長州藩処分、大政委任派内の政体問題の三点を指摘したい。最初に対外政略であるが、孝明天皇・朝彦親王により再編された新政権は破約攘夷を志向していたものの、過激な即今破約攘夷派を中心に形成された天皇親政派の残存勢力を過大評価し、自派諸侯に迎合するために、破約攘夷を唱えることを控え、妥協点として横浜鎖港を志向し始め

た。その実現を主張する慶喜と、それに異議を唱える参与諸侯（久光・松平春嶽・伊達宗城）間で激しい対立が生じたが、参与諸侯は慶喜との乖離を恐れ、黙認する形で国是（対外方針）は事実上、横浜鎖港と確定した。

そもそも、孝明天皇自身は当初から大政委任の志向が強かったが、対外政略の相違から、幕府との全面的な信頼関係の構築には至らなかった。よって、文久三年四月段階の朝廷から幕府への委任は不完全なレベルに止まらざるを得ず、攘夷実行については、朝廷からも勅命が発せられて政令二途を現出し、大政委任には程遠かった。とは言え、とりあえずこの段階では、幕府が切望する横浜鎖港に国是が確定したことによって、大政委任が国体として確立する前提が出来上がったと言える。

新たな問題として浮上した長州藩処分については、寛典処分を強く求める廷臣・諸侯と厳罰も辞さないとする薩摩藩・会津藩を中心とする在京諸侯とが対立を深めていた。入京を求める長州藩使者に対して、朝廷は入京不可の勅命を下し続けたものの、その都度、朝議は動揺を繰り返していた。一方で、幕府はようやく征討のための陣容を決定し、進発の方針を固めたが具体的な期日は明示せず、参与諸侯の意向に反して因循な態度を執り続けた。長州藩処分は国政レベルで大きな難問となり、その後も国是とともに大きな課題の一つにな

り続けた。

政体問題について、朝廷が大政委任を国体とするにあたって、最大の懸案となった。本来は天皇親政派が排除された段階で、国体は王政復古ではなく大政委任が自明であったものの、攘夷実行慎重派によって形成される大政委任派内の覇権争いによって、つまり、大政委任をどの政体で実現するかによって、中央政局は混迷を極めた。具体的には、譜代専制・天皇親裁・公武融和の中から、どの政体を選択するかにあった。

家茂とともに上京した政事総裁職松平直克（川越藩主）および老中酒井忠績（姫路藩主）・水野忠精（山形藩主）・有馬道純（越前丸岡藩主）を中心とする幕閣は、譜代専制を志向した。しかし、そもそも八月十八日政変に幕府は関与できなかったため、将軍家は中央政局における政治的権威を、朝廷の後ろ盾がなければ示すことは叶わなかった。このような状況では、譜代専制への回帰は絶望的であった。つまり、天皇親裁・公武融和が二大争点となった。なお、江戸幕閣は禁門の変後、再び譜代専制への引き戻しを図ることになる。

天皇親裁・公武融和の政争は、一橋慶喜と島津久光の対立として現出した。慶喜は当初、朝廷への武臣のパイプ役として久光に大いに期待したが、宸簡問題や摂海防御における久光の言動から、想像を超えた朝廷との癒着を察知し、幕府に

とって薩摩藩・島津久光を大きな脅威として深甚に警戒するに至った。そして、慶喜は中央政局から排除する対象として久光を捉えた。慶喜の忌避の対象は、天皇親裁派である、その他の朝政参与諸侯にまで拡大され、朝政参与（参与会議）体制はあっけなく瓦解した。

しかも、慶喜は久光の最大の後ろ盾であり、政治的パートナーであった朝彦親王を取り込むことにも成功し、朝廷内に確固たる支持者を獲得して、自身が強く望んだ禁裏守衛総督・摂海防禦指揮への就任を勝ち得た。ここに、慶喜による公武融和路線の勝利となり、「大政委任・公武融和・横浜鎖港」が国体・国政・国是（対外政略）として自明のものとなった。そして、敗れた久光をはじめとする天皇親裁派諸侯の退京は時間の問題となった。

このような背景の下、朝廷自体もこの間、廷臣間で天皇親政派と天皇親裁派が抗争を繰り返し、それによって大いに疲弊しており、加えて四奸二嬪排斥運動での岩倉具視や、いわゆる「七卿落ち」の三条実美などをはじめとする多くの有能な廷臣が失脚し、朝議から遠ざけられていた。朝廷には、もはや天皇親裁すら具現化する親和性や人材が存在していなかった。つまり、完全なる大政委任しか選択肢は残されておらず、問題は「大政委任を言い出すタイミングであった」。

ところで、朝廷内の勢力関係について、八月十八日政変以

降は孝明天皇と久光の蜜月状態の下、朝彦親王に近衛忠熙・忠房父子を加えた勢力が他を圧倒していた。しかし、濟範親王（晃親王）の還俗問題で孝明天皇と久光の関係は急速に円滑さを欠くようになり、他方、宸簡草稿問題によって、盤石であった朝彦親王と久光の関係も動揺を始めた。そこに久光との対立を極めていた慶喜が付け入り、朝彦親王を完全に取り込んでしまった。さらに関白・二条斉敬も加わり、孝明天皇・朝彦親王・二条斉敬・慶喜の連携関係が成立した。

一方、薩摩藩・久光はこれ以降、自ら還俗に奔走した晃親王、近衛忠熙・忠房父子に頼らざるを得なかったが、三者の朝廷内における権能は著しく低下しており、孝明天皇・慶喜勢力にはとても勝ち目はなかった。しかし、両勢力ともに政体構想は異なるものの、大政委任を首肯しており、かつ横浜鎖港を支持し、長州藩処分には強い態度を示していた。よって、その方向性を否定する廷臣は、親長州藩である諸侯や尊王志士と連携し、両勢力と距離を置いていた。

このような状況下において、孝明天皇らは強引な国是の確定や大政委任の仰出はかえって政局の混乱を招くと判断し、諸侯・廷臣の衆議を踏まえたものとの印象を広く世間に与えるため、その環境づくりに腐心することになる。

二、在京諸侯の国是答申

孝明天皇らは大政委任の仰出の地ならしをすべく、「国是ノ儀所存有之候ハ、来ル廿一日限申出候様松平大和守(松平直克)ヨリ被達候事」と、まずは文久三年三月十六日に幕府をして在京諸侯に対し、国是に関する意見を諮問させた。朝政参与諸侯の参与罷免が十三日であり、そのわずか三日後のことで、朝廷が名実ともに参与諸侯への依頼から大きく方向転換した瞬間であった。それに応じて、三十諸侯^⑦が建白したが、その中から以下を取り上げ、おおよその傾向を捉えた^⑧。

岡山藩主池田茂政は、「攘夷ニ無之節ハ人心一致之途見込無御座候間、御變動無之段御布告可相成事」と攘夷による人心一致を訴え、攘夷不変の勅命を期待する。一方で、「常時三港之外猥ニ碇泊之夷艦ハ無ニ念打拂候様可被仰出事」と、函館・横浜・長崎の三港以外に停泊する外国船を無ニ念打払うように沙汰すべきとしている。これは、三港開港を前提としており、従来の過激な攘夷論から脱却した穏便な発言である。また、「横浜鎮港之御実効相顕候様、早急御所置有御座度事」と横浜鎖港への理解を示しており、この点においても幕府の意向に沿った建白である。

なお、一方で将軍家に対して「江城災後之御修築被為止鎖港相成候上、緩々御修造有御座度事、将軍家浪華へ御入城鎖港之御策略相立候迄御滞留之事」と、江戸城の火災後の修復工事を中断して、横浜鎖港を実現すべきであるとの厳しい注文を突き付け、家茂の鎖港実現までの長期の大坂城滞在を強く求めた。併せて諸侯には、「列藩就国守備充実ニ可致事」と帰藩の上、武備充実を図ることを要望する。

さらに、「尾張前大納言殿二條へ御入城、帝都御守護御総督之事」と、慶喜ではなく徳川慶勝の禁裏守衛総督への就任を求め、「宮方堂上方へ列藩之家来入込居申儀被止、幕府ヨリ御附人有御座度事」と、諸藩士の廷臣への入説・教唆を禁止し、幕府から付人を派遣することを提言した。なお、「浪華初富商之金幕府へ御借上、国力不足之諸藩へ万石万金之割ヲ以武備之料被下候上、怠惰之諸藩へハ可被加厳罰事」と、大坂をはじめとする富裕商人から献金させ、海防のため諸藩に下賜し、一方で怠惰な諸藩は厳罰すべきと幕府に注文する。水口藩主加藤明軌は朝暮関係について、両者に齟齬がある場合、国体も定まらず天下人心の不和の基であるが、「近頃水魚之御親有之候、由承り窃ニ奉感喜候、尚此上朝旨御遵奉被遊人心帰向仕候様之御所置奉仰願候」と最近の親密さを強調し、さらなる勅諭尊奉による公武融和を求める。その実現のため、家茂には「於将軍様乍恐今暫御国是一定人心一和仕候

迄ハ、京撰之内御滞在被遊度奉存候」と国是が定まり、人心一和になるまで上方で長期滞在することを懇請する。

長州藩藩処分については、「去八月以来過激之挙動有之候ニ付、入京御差止ニ相成其罪科之儀相弁不申候」と、藩主以下の入京差し止めを肯定する。しかし、一方では「眼前洋夷之大患ヲ指置於御国内異論有之候テハ人心益動乱仕候、何卒出格之御恩召ヲ以御寛典ニ相成、速ニ御召寄情実篤ト御尋問有之候テ至当之御処置有之度候」と、欧米列強の侵入を目前にしながら、挙国一致がなければ内乱ともなりかねないとの不安を示し、その回避のために格別の計らいで寛典に処すべきと断じる。

また、国是を確立するため「昨年来、天下之諸侯陸續ト京師へ御召寄ニ相成候儀」を憂い、多くの藩士が滞京するため経済的困窮となり、軍備がかえって手薄になっているとし、速やかに帰藩させて国許の武備充実を凶らせることを建言する。加えて、「京師並諸国物価騰貴仕候ニ付、宿衛之諸侯遂ニハ必至困迫之地ニモ陥リ可申候、何卒罔利姦商ヲ嚴敷御吟味有之度候」と物価高騰による諸侯の困窮を憂い、その責を商人に帰して嚴重な取り締まりを要望した。特筆すべきは、尊王志士に対する寛大な対応であろう。攘夷先鋒を脱藩浮浪の激徒まで許容すべきことを建言¹⁰⁾しており、八月十八日政変後の中央政局においても、復権の可能性を孕んでいた。この

雰囲気¹¹⁾が池田屋事件、禁門の変に繋がる志士活動を可能にした背景にあろう。

宮津藩主本庄宗秀は攘夷実行について、「方今近接之外夷一時ニ駆除致候儀ハ相成間敷候間、先ツ應接ヲ以外夷之貿易如従前長崎一港ニ相改¹²⁾」と、現時点では一氣に武力によって外国船を駆逐することは不可能であり、まずは応接によって以前のように長崎一港に開港場所を改めることを提言し、当面は過激な攘夷を慎むべきであるとの現実的な方策を提言する。そして、「皇国海陸之御武備御充実之機節ニ至リ断然ト御拒絶相成候ハ、首尾平穩ニ可相調哉ト奉存候」と武備充実の上、攘夷を実行すれば首尾よく運ぶであろうと述べる。

また、長州藩処分については、「皇国中一和不仕候テハ万事御不都合之基ト奉存候間、可相成ハ御寛大之御処置ヲ以実ニ承伏之場合ニ出候様ニ致度事ニ候」と、内乱回避の観点から寛典に処すべきことを懇請した。

徳島藩主蜂須賀齊裕は「第一平物価 第二省冗費 第三一人人心 第四振士氣 第五繕兵備 第六嚴海防 第七張国体¹³⁾」と建言し、簡潔な表現の中に物価低落・冗費削減・人心安定・士氣高揚・強兵鍛錬・海防厳修・国威拡張を唱えた。津藩世子藤堂高潔は「公武御合体相成候ニ付テハ、総テ御命令事一轍ニ出権勢帰宿致シ候儀、治安之基ト奉存候事¹⁴⁾」と、公武合体による政令一途を求める。また、攘夷実行については、

「鎖港御決議ニ相成候ニ付テハ、弥右之場ニ至候上ハ、速ニ物価旧ニ復シ候様御世話為在度奉存候事」と横浜鎖港の実現と、それによる速やかな物価低落を要請した。

伊予松山藩主松平勝成は「天朝ハ専幕府ヲ御依頼被為遊、幕府ハ偏ニ天朝ヲ御遵奉被為在」と公武合体を懇願し、「麾下之御親兵ヲ以テ、嚴重王城ヲ御守衛有之候テ近來説士之輩周旋如此動揺ニ到候形勢ヲ御挽回御座候ハ、御国是相立候儀ト奉存候」と、禁裏守衛を御親兵によって実現する。そして、志士の教唆によって動揺している中央政局を安定させれば、国是の確立は可能であると主張した。

福岡藩世子黒田長知は「將軍ヘハ暫ク御留被成置度儀ニ候得共、関東之時態モ如何ト可被悩宸襟御儀候間、凡御安心之場ニ至候ハ、御当地之儀ハ総督ヘ被申含置速ニ帰府候テ、横浜鎖港並太平遊惰之弊風断然改革有之度旨ヲ以御暇被仰出候方、御為可然哉ニ奉存候」と、將軍家の滞坂の必要性を認識しつつも、関東の現状を憂慮する叡慮もあるとする。よって、公武融和が実現すれば、禁裏守衛総督（慶喜）に中央政局は委ねて、横浜鎖港の実現と泰平怠惰の弊風を改めるため、家茂が東帰することを容認した。

なお、島津久光は「国是之儀見込有之候ハ、書取ヲ以申出候様可仕旨被仰渡奉畏候、天朝御尊敬武備充実等之外別ニ見込申程之儀モ無御座候、此段申上候以上」と、朝廷尊奉・

武備充実という持論を言葉少なに展開した。

総じて、在京諸侯は幕府の朝廷尊奉、公武融和による人心安定、そのための將軍家の長期滞坂、諸侯の疲弊回避のための帰藩、内乱回避のための長州藩寛典処分を求めた。また、過激な攘夷論は影を潜め、横浜鎖港の実現と、それによる物価下落を強く求めた。ストレートな大政委任を求める建言は見られないが、これは朝廷にそこまでの懇請をすることを控えたためで、公武融和を求めることで大政委任を促したと捉えたい。

このように、国是を諮問したにもかかわらず、諸侯は国体・国政問題にまで踏み込み、長州藩処分に言及している。この段階では、国是以上に国内問題が重要視されている証左である。単に国是を論じることから、国内問題もセットで議する風潮ができてきたと言えよう。そして、その後の国内問題の最大の焦点にして争点は、長州藩処分をいかに実施するかにあった。しかし、実際には朝幕ともに何らかの実効性を伴った処分案を見出せず、禁門の変を招くことになる。

ところで、慶喜も三月二十八日に朝廷に対して、十七条にわたる建言を行なった。そこには伊勢神宮への二千俵御供料加増、摂海防衛をはじめとする海防厳修、西国大名の参勤交代時の天機伺候、將軍代替わりの上落などとともに、「国務是迄之通惣而御委任之事、尤国家之大事件ハ伺叡慮取計可申

事¹⁶」と、文久三年春以来、初めて大政委任を明確に求めた。

この建言に対し、正親町公董は実父の中山忠能に対し、「扱々心外千万存候、定而申立通り相成候事と存候、実ニ致方なき時節に相成申¹⁷」「御委任之義追々入念ニ相成最早難取戻残念之至ニ候¹⁸」と、すでに大政委任の仰出は回避できないとの認識を伝える。しかし、一方では深甚な拒否反応を示しており、朝廷内における親長州藩の天皇親政派の残存勢力は無視できない存在であったことが窺われる。

前述の諸侯の意見が出揃ったところで、慶喜は四月五日に以下の建白¹⁹を再度行なった。

- 一、幕府ニおいてハ益名分を正し、真誠御遵法可申上事
 - 一、朝廷ニ於ては、愈幕府を御引立、政令一途ニ出、人々趣向之道を得、世運再盛ニ相成候様御扶助被成下度
- 事
- 一、諸藩より禁裏御守衛総督並守護職・所司代江不申聞、直ニ御所江建白等は不相成旨、朝廷よりも幕府江被仰出、幕府より達置可申事、但朝廷より被仰付、幕府よりも御達置ニ相成候方可然哉之事
 - 一、天下之大政、大事ハ幕府より朝廷江相伺、思召被為在候ハ、幕府江被仰聞、幕府よりも政令一切可申達事

- 一、武家之進退ハ是迄之通、幕府ニ於て全ク掌可申事
- 一、向後諸藩を被為召候儀有之節は、幕府江被仰付、幕府より諸藩江可達事

- 一、朝廷江諸藩献上物は所司代迄差出し、所司代より其筋を以て献上相成可申事

これによると、その概要は幕府による朝廷尊奉、大政委任による政令一途、諸藩から朝廷の建言は禁裏守衛総督・守護職・所司代經由、幕府による諸侯統督、諸侯上京の沙汰は幕府經由、諸藩からの献納は所司代經由などを求めるものであった。これらは建白前に、慶喜が総裁や老中と議論して意見をすり合わせたものであった。幕閣は自分たちに朝廷の信頼がないことを十分に認識しており、あえて信用を置いていない慶喜をして朝廷に大政委任を求めざるを得なかった。このことが、慶喜の中央政局における地位の向上に繋がり、一会桑勢力の誕生の地ならしになったと捉えたい。

三、廷臣の建白と大政委任

元治元年四月九日、議奏正親町三条実愛・六条有容・阿野公誠・久世通熙は国事に関して建白書²⁰を提出した。どのような経緯で実現したのかは不分明であるが、連署ではなく個人

としての意見であるため、孝明天皇が議奏個々人に限って諮問したものであろう。大政委任に向けて武家だけでなく、廷臣からも意見を開陳させ、仰出の地ならしを一層促進させる狙いがあったものと推察される。

阿野公誠は「竊ニ殿下御初六公御所置察識仕候処、一和一団之御場合ニモ不被為有御議論亦紛々依頼御裁判モ可被為有哉、其故ハ私情ヲ以被為及公論候ヨリ之儀ト奉恐察候」と、この間の朝議は廷臣が私情によって左右するため、議論紛々でまとまりがつかないとして、大政委任を言外に勧める。そして、このような次第ではとても「朝廷御規則モ難被為建候半哉」と、朝議運営を非難した。

その上で大胆にも、「将乍恐於主上モ実ニ偏頗御所置不被為有、仁恕公平之一途ニ被為出候様奉存上候、自今已後何卒深御勘弁被為有皇国御為被思食断然一新之御所置奉希上」と、孝明天皇の政治姿勢を非難する。具体的には、偏った判断をせず情け深く思いやりがあつて公平な対応に専心し、これ以降、深甚に熟慮して皇国のため心機一転の処置を願うとの奏聞をした。阿野は大政委任を求めているが、現状の孝明天皇の姿勢や朝議に対する不満からのものであり、必ずしも真意とは言い難い。

正親町三条実愛は「殿下御初一和一団ニ被為成、皇国之真武正気ヲ被張、尊攘之二字ヲ被立偏私之二字ヲ被去至公之御

処置被為有、且人材御進之度事」と、閔白をはじめとする廷臣が尊王攘夷に向けて一致団結して皇国の正気を張り、私情によらない朝議運営と人材登用を求めた。攘夷については、「叡念先年神明御誓願通ヲ秋毫モ不被為弛、此節益御進張確然ト被為在、於大樹モ朝廷敬礼ハ相見候得共真実之尊奉攘夷之実速ニ相頭候様被仰出度、且事々宸断之儀ハ何国迄モ御確定被為有度事」と、破約攘夷の叡慮を貫徹することを主張して、將軍家に対して速やかな攘夷実行を沙汰し、かつ勅命の動揺がなきように建言する。加えて、「長州並脱走之輩御処置御寛大之事」と長州藩および三条実美以下、七卿に対する寛大な処分を懇請した。

久世通熙は「一和一団ニ相成候ハテハ四分五裂之姿ニテ、紛々ト仕物議騒然人心一致ニ至リ兼可申、本根不固候テハ枝葉必動候条伏テ和熟之儀所願候、左ナクテハ攘夷之拳ニモ差響可申候」と、廷臣の一致団結を強く呼び掛け、そうでなければ攘夷実行も覚束ないとする。そして、攘夷は「天下之安危將軍ニ在ト申古語之趣ヲ以幾度モ大樹へ御沙汰有之、自然怠惰之儀御座候節ハ御譴責被為在候ハ、御国是職任共ニ相立可然奉存候」と、天下の安危は將軍家次第であることを、家茂に対して再三にわたって沙汰を繰り返して、その奮起を期待し、怠惰の場合は譴責して攘夷の国是を全うさせるべきと提言する。

また、「何事ニヨラス被仰出候御次第、聊ニテモ齟齬不仕様無之テハ民守所ヲ不知候、能々御反省御意味御貫通可然候」と国民が混乱しないように、この間の状況を反省し、勅命がいささかも齟齬を来さぬことを求めているが、大政委任を志向するまでには至っていない。なお、長州藩処分については、「松平大膳大夫父子之儀モ元來勤王之志厚ヨリ激論ニモ押移謬語モ出来候儀、其基源ヲ被出思召寛典ヲ以至当之御処置被為在候方ト奉存候」と行き過ぎた行為も、藩主父子の元來の篤実な勤王の志より派生したとして、寛典を強く求めた。

六条有容の建白は、当時の上級廷臣および幕府の意向を十分に反映するものであり、注目に値する。

迫々從幕府尽遵奉候ニ付テハ総テ御委任之御儀ニ候得ハ万事被任置、於朝廷ハ寛大ニ被為在諸藩へ御直達等之儀ハ不被為在、幕へ御沙汰ニ相成幕夫々へ指揮仕両端ニ不相成様ニ至候ハ、御委任之廉モ相立、則其職掌ヲ御採用矢張自然ト朝威ハ輝四海可申候、併御沙汰之事共若及因循候節ハ無御遠慮幾度モ御催促、且遵奉意味不都合之儀モ有之候ハ、是亦無御腹藏被加御教諭、自然偏頗之所置等於有之ハ屹度御沙汰ニ相成、尚又於朝廷モ偏頗之御処置不被為在様願度存候事

これによると、幕府が釈慮尊奉に尽力しているので、大政委任を国体として確立し、朝廷から諸藩へ直接沙汰することは止めて幕府に沙汰をする。それを踏まえて幕府が諸藩を指揮すれば、政令二途にならずに大政委任の名分も立ち、そうならば自然と朝威も全国に行きわたるとする。そして、幕府が因循した場合は遠慮なく何度も督促し、かつ釈慮尊奉に不都合があった場合は腹藏なく教諭して、著しく偏った処置があった場合は必ず改善を求める沙汰をすれば良いとし、一方で朝廷にも公平な措置を請願した。

また、禁裏警衛について、「何程ト被定交代為致其余ハ御暇ニ相成養国力、勅書之通疲弊ヲ被厭候御所置被行、一同誠難有感伏候様ニ相成候ハ、在京不仕連モ却テ万一之節ハ抽丹誠励勤モ可仕、如何程大禄タリ共相應之入費有之候得ハ、大小ニ不拘同断之儀ト存候」と、諸侯の大小にかかわらず、規則を定めて警衛の交代を命じ、非番の場合は帰藩の上、国力を養わせて経済的な疲弊を軽減させることを提言した。それが実現すれば、たとえ在京諸侯が減じたとしても、諸侯は朝廷に感謝して感服するようになり、かえって万が一の際に朝廷に対して、深甚に忠誠を尽くすとした。

総じて、朝議が上級廷臣の対立の場と化し、議論が彷徨して結論が導き出せない現状を憂い、まずは孝明天皇を含めた朝廷の反省と一致団結、そして勅命が動揺し齟齬を来さない

ことを強く求めた。また、將軍家に攘夷を繰り返して迫って実行に追い込むこと、長州藩処分については寛典に処することをお願いする。そんな中で、六条有容は大政委任を提唱し、それによる政令帰一を企図しており、幕府・慶喜の請願に沿い、孝明天皇・朝彦親王の意向にも叶うものであった。六条はその後、一会桑勢力における有力な協力者となったが、その起点となる建白であった。

こうして、朝臣・武臣双方から意見を聴取し、一応衆議を尽くした事実が出来上がったため、いよいよ孝明天皇・朝彦親王・二条斉敬は大政委任に踏み切ることにした。この文脈で捉えると、慶喜の禁裏守衛総督・摂海防禦指揮への就任もその布石と捉えることもできよう。しかし、実際の仰出は島津久光の退京のタイミングを見計らっていたと推察する。

四月十三日、孝明天皇は朝議（朝彦親王・晃親王・二条斉敬・徳大寺公純・近衛忠熙・近衛忠房・鷹司輔熙・正親町実徳・柳原光愛・六条有容・阿野公誠・広橋胤保・久世通熙・坊城俊克・飛鳥井雅典・野宮定功）に將軍家への大政委任の是非を諮問し、可との奏聞を得た。この間の事情について、正親町三条実愛書簡（中山忠能宛）によって確認したい。

過日來朝議も色々と相成実二心痛恐入候二付、段々申述候次第も有之へ共難被行二付、乍不調法建白差出候処、

是其俟二而何カ暴論申張旨朝議御差支ニも相成哉二付、幕吏辺ヨリ虚喝説客連二有之、ツマリハ八景間辺ヨリ下知之趣驚愕之外無之出仕居候へハ不申上ニハ不濟進退キハマリ去九日ヨリ籠居候処、十三日御委任叡慮御確定一同左右不可申之旨、御直勅両役へ被仰下候由定而御子細可有之哉とも相考候へ共、先其通りの譯乍恐一向目途立不申候、只々悲泣慨歎のミニ候、朝議御變動とも否共其辺ハ不相心得候へとも大略御考慮之儀と存候

これによると、朝議の混迷を心配して意見を述べたものの、実行されないで建白をしたところ、暴論を申し張り朝議を妨害しているとされて、幕吏などが説客を連れまわして事実無根を言い触らしている。しかも、それが関白あたりから下知されているということで驚愕の他なく、参内も叶わず進退窮まって四月九日より逼塞している。また、十三日の朝議では大政委任を確定し、その事実を他言無用とするように孝明天皇自身から両役に沙汰がなされている。恐らく子細があるとは推測できるが、この有様に悲泣慨歎のみであるとしている。

私情によらない朝議運営と人材登用、破約攘夷の叡慮貫徹、長州藩および三条実美以下、七卿に対する寛大な処分を懇請した正親町三条に対する関白以下の排斥志向を確認でき、か

つ大政委任を極秘裏に朝議決定し、その事実を窺慮として、仰出するまで秘匿しようとする孝明天皇の強い意志を看取できよう。

これに関連し、四月十七日に二条閔白が松平春嶽に対し、「政令の出る所を朝廷よりとか幕府よりとか一定すへしとの議ある事は、予てより御承知の通なるか今日集会評議に及ぶべきなり、近來外国の應接迄も公家にて取計ふへし杯論する者あれと到底行はるべきに非ず、故に矢張万事旧の如く幕府に委任せらるゝに至るへし、尤今日は内評議故議伝等は参集せざる筈也²⁰」と述べている。また朝彦親王も春嶽に対し、「幕府より旧の如く万事御委任ある様にと申立らるる故御委任にはなるへし、しかし御委任の上は今後何事も其計らひに打任せ其成蹟を御覽せらるゝ迄也」と述べおり、これらの事実からも十三日の朝議決定を秘匿していることを確認できる。一方で、春嶽にそれを秘匿しつつも、大政委任の方向性を強く示唆しており、入念な根回しを怠りなく行なっていた。

ところで、大政委任が時間の問題となったこの段階で、その後の朝廷の態度を不安視した慶喜は、側近を使って廷臣への威嚇的な入説を行なった。同十七日、平岡円四郎は二条閔白に対し、以下のように詰め寄った。

朝廷近日の御模様にてハ、旧の如く諸事幕府に御委任あ

らせらるゝなるへし、又外国御処置方ハ來冬に至れハ、昨暮派遣せられし使節帰朝すへければ此帰朝を待たれ、扱閉鎖するを得れハ無論閉鎖し、若閉鎖するを得されハ止を得ず更に詮議の次第なかるへからず、されと無謀の攘夷ハ到底執計らはるべきにあらされハ、其節ハ實際の事情を朝廷へ御断り仰上られ、然る上尚攘夷と仰出さるれハ断然軍職を朝廷へ御預ケ申上、條城に閉居して御親征の攘夷を拝見せらるゝ外なされかたあらす

これによると、朝廷の最近の動静では、今まで通り幕府に大政委任をすべきであり、外交問題は現在西欧に派遣している使節の帰国を待ち、横浜鎖港が可能であれば実現し、可能であればさらに議論をすべきである。無謀の攘夷は到底出来るはずもなく、その旨を朝廷に申し上げるが、それでも攘夷実行を迫るのであれば、將軍家は断然征夷職を朝廷に返上し、二条城に閉居して攘夷親征のお手並みを拝見するしかないと極論する。大政委任を強く求め、特に対外政策の委任を切望し、無謀な攘夷実行を求められた場合は征夷大將軍の辞任を匂わせており、その先の大政奉還を彷彿させる注意すべき言説である。

久光が十八日に退京し、二十日にはそれを契機に朝廷は將軍家に対し、以下の通り沙汰²¹した。

幕府之儀内ハ皇国ヲ治安セシメ外ハ夷狄ヲ征伏可致職掌候之所、泰平打続上下遊惰ニ流レ外夷驕暴萬民不安終ニ今日之形勢トモ相成候事故、癸丑年以來深被惱亂慮是迄種々被仰出候儀モ有之候所、此度大樹上洛列藩ヨリ国是之建議モ有之候間、別段之聖慮ヲ以先達テ幕府ヘ一切御委任被遊候事故、以來政令一途ニ出人心疑惑ヲ不生候様被遊度思食候、就テハ別紙之通相心得急度職掌相立候様可致候事、但国家之大政大議ハ可遂奏聞事別紙

一 横浜之儀ハ是非共鎖港之成功可有奏上事

但先達テ被仰出候通無謀之攘夷ハ勿論致間敷事

一 海岸防禦之儀ハ急務專一二相心得実備可致候事

一 長州御所置之儀ハ藤原実美以上脱走之面々並宰相之暴

臣ニ至迄一切朝廷ヨリ御差圖ハ不被遊候間御委任之廉ヲ以十分見込之通所置可致候事

但先達テ被仰出候奉御旨意所置可致候事

一方今必用之諸品高價ニ付萬民難渋不忍次第早々致勘辨人心折合之所置可致候事

これにより大政委任を正式に沙汰し、国是として横浜鎖港を確認し、それを含めた長州藩処分・海防嚴修・物価低落・

人心安定に關して、機宜を得た適切な措置を求めた。二十九日、家茂は参内の上、聖旨を奉承し精力を尽くして職掌に勉勵することを奉答し、併せて皇室崇尊十八カ条を奏聞してその裁可を得た。ここに幕府念願の大政委任が仰出され、国体とすることが叶った。

なお、それに先立ち十七日に「午後より一橋公御はしめ、惣裁・閣老衆、二条殿江御出、基本御取極め之御談判有之」と、慶喜をはじめ幕府要路が二条関白邸に赴いて、朝廷と幕府首脳の前談判がなされた。朝廷側の出席者は不分明であるが、前述のとおり、二条は内評議のため両役は外すとしており、朝彦親王をはじめとする、ごく一部の廷臣のみが参集したと考える。

目付の杉浦梅潭はその日記(十八日条)に「早朝永井(尚志、大目付)入来、左之書類昨日御談判済、尤末発之儀二付、極秘ニ一覽可致旨、泉公(老中水野忠精)より御下ケ有之候趣也」とあり、それに続けて内談の結果をすべて記載している。それは大政委任沙汰および別紙、皇室崇尊十八カ条が後日の公示そのままであり、朝幕の潜航したすこぶる親密な關係が確認でき、その後のやり取りも十分に演出されたものであった。

こうして江戸時代を通じて最高潮とも言える朝幕蜜月時代が開始されたが、中央政局はこれ以降、孝明天皇・朝彦親王・

二条斎敬と癒着した一会桑勢力による大政委任（公武融和）・攘夷実行慎重（横浜鎖港）を基軸とする体制に移行することになった。

四、大政委任後の朝廷

元治元年四月二十日の大政委任の沙汰によって、公武融和が実現して中央政局は安定化するかと思われたが、横浜鎖港に飽き足らず、破約攘夷に固執して親長州藩の姿勢を貫く王政復古派廷臣と、それを取り巻く尊王志士の存在は閑却できないレベルにあった。例えば、攘夷実行を促す監察使として長州藩などに派遣されていた正親町公童は、実父・中山忠能に書簡を発し、「百事大樹へ弥御委任と申事ハ慥ニ被仰出候趣何共残心之事ニ候、一昨年来少々ツ、朝威相立昨年ニ至リ余程都合克相成候処、今日ニ至リ皆々水之泡と相成呉も悲歎仰天仕候」と、將軍家への大政委任によって、ここ数年の朝威向上がまったく水泡に帰すと深甚に悲嘆した。

そして、「陽明父子昨日国事御理出候由、今日ハ尹山も同様之事デアロト殿下咄之由、何か同志モメノ様子ト申事ニ候」と、近衛忠熙・忠房父子が二十日に国事御用掛を辞しており、今日は朝彦親王も同様であろうと関白二条斎敬が話していると伝える。これについては誤伝聞ではあるものの、正親町は

同士採めであろうと推測しており、大政委任は朝彦親王や近衛父子を中心とした策謀とする誤認が窺える。一方で、二条関白を必ずしも同類と見ておらず、この点では著しく偏った認識をしている。

こうした中で、四月二十一日に朝彦親王は「戊年以来深以聖意、不肖朝彦扶助之雖蒙御沙汰不才不徳故不至奉安叡慮、返テ奉惱宸襟ニ至リ実以不少恐懼候、然処都テ御委任之御沙汰被為在候上ハ、於幕府速器械整其内攘夷之可奏成功存候間、国事御扶助速ニ御理被聞召候様偏相願候事」と、深い思召しにもかかわらず、自身の不才不徳によって叡慮を安んじることができないことを嘆じる。そして、このたびの大政委任によって、幕府は速やかに武備充実の上、攘夷を成功させることができるとして、これらを事由に国事扶助の辞退を申し出た。

また、近衛忠熙も二十五日には同様に国事御用掛の辞退を奏請しており、大政委任を推進した上級廷臣が相次いで辞職を求めていることから、王政復古派廷臣の勢威を見てとることができよう。ただし、朝彦親王と近衛忠熙ではその事由が相違しており、前者は大政委任を画策した自身への非難を回避するための苦肉の策であり、後者は久光と画策した天皇親裁路線から、慶喜の巻き返しによる公武融和路線への変更に対する抗議の側面があった。二十七日、孝明天皇は近衛の辞

退のみ聴許しており、久光は朝廷へのパイプをまた失うことになった。

ところで、王政復古派廷臣は薩摩藩・島津久光について「被仰出之ヲ写仰天之余リ実ニ評論迄も無之悲泣不堪候、此儀ハ惣て薩之謀計ニ出候事と存候、三郎已下同姦諸侯同時帰国陽父子ヲモ為引有志之動静ヲ伺候奸計と存候」と、大政委任はすべて薩摩藩の陰謀と決めつける。また、久光をはじめとする謀略をめぐらす諸侯は同時に帰国したが、久光は近衛忠熙・忠房父子を引き入れ、王政復古派の同士廷臣の動静を窺う奸計を企てているとする。

また、武家の官位推任叙についても、久光らは「何之賞と申事もなく、讒ノ金銀ニて官位ヲ買候様成事実ニ仰天仕候」と、賄賂によって官位を得ていると酷評しており、総じて大政委任直後はその責を久光に負わしている。確かに、久光は大政委任を志向していたが、あくまでも天皇親裁を前提としており、慶喜の企図した公武融和とは相容れなかったのは前述の通りである。しかし、周囲には同質に見えており、特に久光に非難が集中している事実は、その勢威が中央政局においてずば抜けていた証左であろう。

将軍家茂は、上京当初から帰府するタイミングを窺っており、大政委任の沙汰を受けたことを契機に、いよいよそれが実現するかに見えたが、そう簡単にはいかなかった。王政復

古派廷臣は、横浜のみが鎖港を沙汰されたことに強い不満を訴えていたが、朝議を動かし、何とか幕府に対して函館・長崎の鎖港要求も突き付ける戦略に出た。四月二十四日、正親町公董は「明日彼卿（家茂）参内之様手ニ候何ヲ尽力之事哉不審二候、実はこちらにも一策有之、明日先取行度存申合居候由二候」と、家茂参内の先手を取って、翌二十五日の朝議において、三港すべての鎖港を建言することを中山忠能に明言した。

なお、王政復古派廷臣の全容は不明であるが、禁門の変で参朝停止、謹慎を命じられた中務卿熾仁親王・太宰帥熾仁親王・前関白鷹司輔熙・権大納言大炊御門家信・同正親町実徳・同日野資宗・同鷹司輔政・前権大納言中山忠能・権中納言橋本実麗・右少弁勸修寺経理・左近衛権少将石山基文・右兵衛権佐石山基正・大夫五辻安伸・甲斐権介平松時厚等が想定される。この段階での活動は議奏阿野公誠を中心に、正親町公董等は結束して大政委任に反発を強めており、三港鎖港への方針転換を目論み、また、将軍家に対する嫌がらせとも取れる策略をめぐらした。

公武融和派を代表する朝彦親王は王政復古派の動向を、「過日万事幕府へ御委任仰出されし故、長州の説に雷同して攘夷を望む輩最早施すへき策なきより発せしものなれハ、素より取るに足らざる事」とすでに大政委任を仰出たため、長

州藩に雷同して攘夷を唱えた廷臣は、もはや施すべき策を失った。そのため、三港鎖港を要求する建言を画策したと断言し、取るに足らない動きとして過小評価していた。しかし、詳細は不明なものの、二十五日朝議において、横浜一港の鎖港を覆し、三港鎖港を幕府に命じるに至った。

この事態に対し、慶喜は巻き返しを図るために参内し、今さらそのような沙汰をされては大政委任の意味がないので将軍家は辞職のほかなく、したがって慶喜も禁裏守衛総督・摂海防御指揮を辞職して江戸で隠居したい。将軍家をはじめ慶喜らの幕閣も辞職となれば、もはや横浜は鎖港談判の応接の地ではないため、外国人は摂海に押し寄せるので、その際には諸卿らが応接し、打払うなり三港鎖港なり見込み通りに取り計らって欲しいと言いつち、二十七日に変更されていた家茂の参内も取り止めとなった。

また、水戸藩主徳川慶篤・政治総裁職松平直克は、この二藩で何とか横浜鎖港を実現するので、函館・長崎の鎖港は見合わせて欲しいと奏請した。その実現に何らの見込みはなかったものの、窮余の一策であった。こうした武臣のなりふり構わない行動は、少なからず朝廷に動揺を与えた。

この状況に危機感を抱いた公武融和派の上級廷臣は、二十七日に議奏・武家伝奏抜きで朝議を開き、その席上、二条閑白は「今日となりて更に三港を閉鎖すへしとの議を幕府に下

し、夫か為大樹已下辞職せらるゝ事ともなりなは、拙官ハ首を指出し暴論の輩をして討取らしむる外あるへからず、さて八天下の大乱ともなるへし」と、この上幕府に対し、三港鎖港を沙汰したら將軍は辞職するであろう。そうなれば、閑白の首を王政復古派廷臣をして討ち取らせる他ないとし、そこから惹起する内乱の危機を憂いた。

そして、朝彦親王も「今更反覆の議を下されては、天下の事実に為すへからざるに至るへし」と朝議決定の再度の変更を強く求める言明をしたため、当初の通り、朝議は横浜鎖港のみに引き戻すことを決定し、二十九日の家茂参内時に沙汰されている。こうしてこの抗争は、ぎりぎりのところで公武融和派の勝利に帰した。

王政復古派廷臣はこの巻き返しに対しなす術がなく、正親町公董は「去日一策有之候処、又々奸徒二先ヲ越サレ候様成工合にて、其儀不調残心千万候、兎角基本大いカミ致方なく候」と、自派が王政復古派廷臣によって機先を制せられたことに落胆している。なお、「自今攘夷ハ御止メ明白ニ候仰天之外無之候、今日御暇参内も下坂力帰府力不自由定而暫下坂直ニ帰府と被察候、惣而事自元之意通二相成仕舞候最早以暴所置之外無之世界と相見候」と、今後の攘夷実行が中止されることは明白であり、驚きを禁じ得ないとする。

そして、将軍家の早期帰府も想定される中、もはや武力行

使はやむなしとした。王政復古派廷臣は武力による事態打開を模索し始めており、禁門の変に向けた萌芽が窺われる。なお、家茂は五月七日に大坂に向け退京し、十六日に海路出発して二十日には江戸に帰着した。

將軍東帰後における在京の幕府側要人は禁裏守衛総督・摂海防御指揮一橋慶喜、京都守護職・会津藩主松平容保、京都所司代・桑名藩主松平定敬、老中・淀藩主稲葉正邦となり、慶喜が將軍の名代として孝明天皇・朝彦親王・二条斉敬と連携して中央政局を統べることになる。朝廷においては、朝彦・二条政権の樹立であり、幕府においては、慶喜を中心とする幕府の出先機関、一会桑勢力の結成であった。しかし、江戸幕閣は一会桑勢力に対して猜疑心を持ち続けたため、該勢力を介しての朝幕関係は円滑さを欠いており、長州藩の禁門の変に向けた動向と相まって、中央政局の政情は、安定にはほど遠いレベルにあった。

おわりに

八月十八日政変以降においても、国是については、幕府の意向に反して朝廷の攘夷方針は変わらなかった。一方で、孝明天皇らは自派である島津久光ら攘夷実行慎重派の諸侯を繋ぎ止めるためにも、通商条約自体を破棄するに至らなかった。

よって、破約攘夷は影を潜めたものの、実現が危ぶまれる横浜鎖港が大勢を占めることになった。しかし、より大きな課題は国体であり、王政復古が大政委任かの二者択一を朝廷は迫られた。

孝明天皇をはじめ上級廷臣は、大政委任を志向していたものの、王政復古派の流れをくむ親長州藩の廷臣の勢威を無視することはできなかった。また、薩摩藩・島津久光は大政委任を首肯しながら、国政として天皇親裁を、また江戸幕閣は譜代専制を企図しており、孝明天皇をはじめ、近衛忠熙・忠房父子以外の上級廷臣が志向する公武融和とは大きな隔たりがあった。

この過程において、一橋慶喜の了解の下、久光が主導して実現した朝政参与体制は、参与諸侯の意に反して形式的なレベルに止まり、国事審議機関には程遠いものであった。久光の勢威が低落していく中、朝廷内では孝明天皇・朝彦親王・二条斉敬による枢軸体制ができ、そこに慶喜・松平容保が連携して將軍家や幕閣、諸侯との連携・交渉を図りながらの中央政局運営が始まった。その最初の課題が大政委任の実現であり、そのためのガス抜きともいえる諸侯・廷臣に対する国是諮問がなされた。

在京諸侯からは過激な攘夷論は影を潜め、横浜鎖港の実現が主張され、内乱回避のための長州藩寛典処分を求め、大政

委任そのものをストレートに要請する意見はなかったものの、幕府の朝廷尊奉、公武融和を提唱しており、大政委任を促す方向性にあったことを提示した。

また、廷臣からは孝明天皇を含めた朝廷の反省と、一致団結して勅命が動揺し齟齬を来さないこと、攘夷を將軍家に繰り返し追って実行に追い込むこと、長州藩処分については寛典に処することが提言されたが、中でも六条有容の建白は、当時の上級廷臣および幕府の意向を十分に反映した、特筆すべき内容を有した。六条は大政委任を提唱し、それによる政令統一を企図しており、幕府・慶喜の請願に沿い、孝明天皇ら枢軸体制の意向にも叶うものであったことを明らかにした。大政委任の仰出においては、久光の退京を契機に朝議決定したものの、孝明天皇が口外を禁止していたこと、朝幕による用意周到で十分な事前の根回しがなされていたこと、そして大政委任派が反対勢力の巻き返しを阻止した経緯を詳らかにし、それが慶喜を中心となされていたことを論証した。その結果、朝廷は大政委任を正式に沙汰し、それを前提にした上で、国是として横浜鎖港を確認、それを含めた長州藩処分など四項目について、機宜を得た適切な措置を求めた。

これにより、「大政委任・公武融和・横浜鎖港」が国体・国政・国是（対外政略）として確定を見た。なお、これ以降、国是は対外政略のみならず国内問題、特に長州藩処分が同等

なレベルで議論されることになり、事実上の国是として昇華することになる。

註

- (1) 攘夷については、拙著『攘夷の幕末史』（講談社、二〇一〇年）の第一章参照。
- (2) 「近代天皇制成立の政治的背景―幕末中央政局の基本的動向に関する一考察―」（原口清著作集編集委員会編『幕末中央政局の動向』、岩田書院、二〇〇七年、一五―八二頁）参照。
- (3) 国体論・政体論・対外政略については、拙著『幕末文久期の国家政略と薩摩藩―島津久光と皇政回復』（岩田書院、二〇一〇年）の序章参照。
- (4) 「宸翰寫」（宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇紀』（以下『孝明』）四、平安神宮、昭和四十三年、九二九―九三四頁）。
- (5) 「宸翰二対スル久光公ノ奉答書」、鹿兒島県歴史資料センター黎明館編『鹿兒島県史料（玉里島津家史料）』
- (6) 「久光公上京日録」（三月十六日条、『鹿兒島県史料（玉里島津家史料）』二、七五六頁）。

(7) 膳所藩主本多康稷・岡山藩主池田茂政・水口藩主加藤明軌・宮津藩主本庄宗秀・柏原藩主織田信氏・生坂藩主池田政礼・若桜藩主池田徳定・三日月藩主森俊滋・狭山藩主北条氏恭・新庄藩主戸沢正実・篠山藩主青山忠敏・高槻藩主永井直矢・綾部藩主丸鬼隆備・高田藩主榎原政敬・館林藩主秋元志朝・彦根藩主井伊直憲・大野藩主土井利恒・園部藩主小出英尚・郡山藩主柳沢保申・宇和島藩主伊達宗城・忍藩主松平忠誠・桑名藩主松平定敬・中村藩主相馬充胤・高松藩主松平頼聰・白杵藩主稻葉久通・龍野藩脇坂安斐・徳島藩主蜂須賀齊裕・伊予松山藩主松平勝成・津藩世子藤堂高潔および薩摩藩国父・島津久光
また、福岡藩世子黒田長知は遅れて四月五日に建白している。

(8) 「池田備前守茂政請書」(日本史籍協会編『中山忠能履歴資料』(以下『中山』)五、東京大学出版会、昭和四十八年復刻、四二四〜四二六頁)。

(9) 「加藤越中守明軌請書」(『中山』五、四二〇〜四二四頁)。

(10) 具体的には以下の通り、言葉尽くして尊王志士激徒を擁護し、その登用を切言している。

脱藩浮浪之輩殿敷御吟味有之候テハ、却テ死地ニ陥り多少之大患ヲ醸成シ候モ難計奉存候、此輩從來懐

慨敢死之士既ニ父母妻子ニ離別為皇国擲身命候者ト奉存候、左候ヘハ皇国之元氣トモ可申哉、中ニハ御制禁ヲ相犯疎暴之挙動モ有之候得共、畢竟御国威之廢墜ヲ悲ミ洋夷之猖狂ヲ惡ミ候赤心ヨリ激成仕候儀ニ付、乱臣賊子ト不可同視哉ニ奉存候余リ切迫仕候テハ、又々如何様之異変モ可出来仕候哉難計奉存候、何卒当時京撰之間ニ潜居仕候者御呼出ニ相成攘夷之先鋒ヲ被仰付候得ハ、感戴之余リ旧前勇往可致報効ト奉存候

(11) 「本莊伯耆守宗秀請書」(『中山』五、四二六〜四二八頁)。

(12) 「島津久光他二十八諸侯建白書」(『中山』五、四二九〜四四三頁)。なお、「押紙云七条、皆尤之事 慶喜」と

の朱書きがあり、慶喜が同意を示していることが分かる。
(13) 「押紙云同論之事ニ存候、公武共一途ニ出候様仕度奉存候事 慶喜」と、ここにも朱書きがある。

(14) 「四月五日黒田慶賛上書」(「山階宮国事文書写」、『孝明』五、一二八〜一三〇頁)。

(15) 註(12)参照。

(16) 「当年より年々二千俵神宮へ云々その他記事」(『中山』五、四一七〜四一九頁)。

(17) 正親町公董書簡(中山忠能宛、四月二日、『中山』六、

一六七～一六八頁。

(18) 正親町公董書簡(中山忠能宛、四月五日、『中山』六、一六九～一七〇頁)。

(19) 『杉浦梅潭目付日記』、みずうみ書房、一九九一年、三七四～三七五頁。

(20) 「阿野公誠建白写」・「正親町三条実愛建白写」・「久世通熙建白写」・「六条有容建白写」(久邇宮家文書、『孝明』五、一三九～一四四頁)。

(21) 正親町三条実愛書簡(中山忠能宛、四月二十三日、『中山』六、一七七～一七九頁)。

(22) 日本史籍協会編『續再夢記事』三、東京大学出版会、一九七四年復刻、一〇五～一〇六頁。

(23) 「忠能卿手録」(『孝明』五、一四八～一四九頁)。

(24) 箱石大「公武合体による朝幕関係の再編——解体期江戸幕府の対朝廷政策」(山本博文編『新しい近世史1——国家と秩序』、新人物往来社、一九九六年)参照。

(25) 『杉浦梅潭目付日記』、三八四頁。

(26) 正親町公董書簡(中山忠能宛、四月二十一日、『中山』六、一七三～一七五頁)。

(27) 「忠能卿手録」(『孝明』五、一六四頁)。

(28) 正親町公董書簡(中山忠能宛、四月二十二日、『中山』六、一七五～一七六頁)。

(29) 註(26)参照。

(30) 正親町公董書簡(中山忠能宛、四月二十四日、『中山』六、一七九～一八〇頁)。

(31) 『續再夢記事』三(四月二十九日条)、二二九頁。

(32) 正親町公董書簡(中山忠能宛、四月二十七日、『中山』六、一八二頁)。

(33) 某卿書簡(中山忠能宛、五月二日、『中山』六、一頁)。

なお、該書簡は正親町公董のものとは比定される。